

## 加須市土木設計業務等標準委託契約約款運用指針

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

### 対象業務関係

加須市土木設計業務等標準委託契約約款（以下「契約約款」という。）は、土木関係の設計業務及び設計業務と測量業務等の現場調査業務を一体として委託する業務を対象とする。

### 第2条関係

第1項において、この契約約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、必ず書面で行うこととしたので、適切に処理すること。

### 第3条関係

- (1) 第1項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第2項の期間については、履行期間、業務の態様等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。

### 第5条関係

この約款を使用する委託業務に係る成果物については、通常、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものと考えられるため、原則として成果物には著作権が設定されているものとして取り扱うこと。

### 第6条関係

第4項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請負させた者の住所、委任し又は請負させた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

### 第7条関係

施行方法が特許権その他第三者の権利の対象となっている場合には、設計図書にその旨明示すること。

### 第8条関係

- (1) 発注者が監督員を置いた場合又は変更した場合には、その氏名等を受注者に通知すること。
- (2) 監督員の権限については、設計図書に定める必要があること。

### 第10条関係

- (1) 照査技術者とは、成果物の内容の技術上の照査を行うものであり、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者又はRCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の資格保有者をこれにあてるものとする。なお、照査

技術者を求める場合には、設計図書にその資格、具体的な業務内容を定めなければならない。

- (2) 照査技術者を求める対象業務は、樋門・樋管、排水機場、築堤護岸、道路、橋梁、山岳トンネル、共同溝、仮設構造物等の設計業務で高度な技術を要するもの（詳細設計等）のうち、発注者が特に必要と認める業務とする。ただし、この場合においては、中小設計業者に過度の負担を強いることのないよう発注に際して配慮すること。
- (3) 照査技術者は、管理技術者を兼ねることができないこと。

#### 第14条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。なお、報告すべき内容、方法、時期等については、必要に応じて設計図書に定めておくこと。

#### 第15条関係

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を明示すること。

#### 第19条関係

- (1) 第1項については、現場調査業務を委託しない場合には削除するか、又は契約書のその他特記条件に、この項は適用しない旨明記すること。
- (2) 第2項及び第3項の下線部分については、第1項を削除した場合には、併せて削除すること。
- (3) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

#### 第23条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第16条、第17条第5項、第18条、第19条第3項、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第2項並びに第38条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第16条においては、発注者が修補の請求を行った日、第17条第5項においては設計図書の変更又は訂正が行われた日、第18条においては、設計図書等の変更が行われた日、第19条第3項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第20条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第38条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

## 第24条関係

- (1) 第1項の「委託料の変更」とは、第16条、第17条第5項、第18条、第19条第3項、第20条第3項、第22条第3項及び第38条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「委託料の変更事由が生じた日」とは、第16条においては、発注者が修補の請求を行った日、第17条第5項においては、設計図書の変更又は訂正が行われた日、第18条においては、設計図書等の変更が行われた日、第19条第3項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第20条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第22条第3項においては、発注者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第38条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の下線部分については、第25条を削除した場合には、併せて削除すること。

## 第25条関係

この条は、現場調査業務を委託しない場合には削除するか、又は契約書のその他特記条件に、この条は適用しない旨明記すること。

## 第26条関係

下線部分については、第27条第3項及び第28条第1項を削除した場合には、併せて削除すること。

## 第27条関係

現場調査業務を委託しない場合には、第1項の下線部分及び第3項を削除するか、又は契約書のその他特記条件に、第1項の下線部分及び第3項は適用しない旨明記すること。

## 第28条関係

- (1) この条は、現場調査業務を委託しない場合には削除するか、又は契約書のその他特記条件に、この条は適用しない旨明記すること。
- (2) 第4項の「委託料」とは、被害を負担する時点における委託料をいうものであること。
- (3) 第4項の「当該取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。

## 第29条関係

- (1) 第1項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第1項の下線部分については、第25条及び第28条を削除した場合には、併せて削除すること。

## 第33条関係

前金払を行わない場合には、その旨を契約書のその他特定条件に、この条は適用しない旨明記すること。

#### 第34条関係

- (1) 第2項において、前払金超過額を返還させる場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額が返還された後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。
- (2) 第3項については、発注者が保証事業会社に履行期間の変更通知を行う場合には削除して差し支えないこと。

#### 第36条関係

- (1) 成果物について部分引渡しを受けるべき部分がある場合には、設計図書に定めておく必要があること。
- (2) 第3項の期間については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸長又は短縮した日数を記載できるものであること。

#### 第37条関係

- (1) 委託料の請求については、第三者の代理を認めないこととし、また、その受領について第三者を代理人とする場合には、発注者の承諾を必要とすること。
- (2) 「第三者」とは、受注者の履行補助者の地位にある使用人等は含まれず、これらの者については、受注者の任意により、請求及び受領について代理人とすることができるものであること。
- (3) この条に規定する第三者の代理受領は、第31条（第36条において準用する場合を含む。）に規定する委託料の支払について認められるものであり、前金払については認められない。

#### 第42条関係

受注者が第1項第10号イからトのいずれかに該当する疑いがあるときは、別に定める手続きにより対応するものとする。

#### 第48条関係

- (1) 第4項から第6項については、現場調査業務を委託しない場合には削除するか、又は契約書のその他特記条件に、これらは適用しない旨明記すること。
- (2) 第4項の「撤去」には、貸与品等を発注者に返還することが含まれること。
- (3) 第6項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれること。
- (4) 第7項の下線部分については、第4項を削除した場合には、併せて削除すること。

#### 第49条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

## 第52条関係

この条において定める保険については、設計図書に定めておく必要があること。

附 則

(施行期日)

1 この運用指針は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この運用指針の施行の日までに、合併前の加須市土木設計委託契約約款運用指針（平成10年4月1日施行）又は騎西町土木設計業務等標準委託契約約款運用指針（平成20年8月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの運用指針の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この運用指針は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この運用指針の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この運用指針は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この運用指針の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。